

**時間外労働
に関する協定届
休日労働**

様式第9号（第17条関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）		
貨物自動車運送事業							
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の物)	所定労働時間	延長することができる時間		期 間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
(1). 下記(2)に該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処するため（詳細は別添協定書記載のとおり）	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週間40時間 1日 8時間		別添協定書記載のとおり	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
(2). 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	同 上	同 上	同 上	1週52時間 1日10時間		同 上	同 上
休日労働をさせる必要のある具体的事		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の物)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期 間
需要の季節的な増大に対処するため（詳細は別添協定書記載のとおり）		別添協定書記載のとおり	別添記載協定書のとおり	毎週1日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

協定の成立年月日 平成 年 月 日

職名
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）
平成 年 月 日

職名
使用者
氏名

労働基準監督署長 殿

印

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)と従業員代表 は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18才以上の者)	延長することができる時間				期 間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
					2週 ()	1月 ()	1年 ()	
下記に該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生じるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者		7	52	118	1095	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
		荷役作業員		2		40	360	
		自動車整備士		2		40	360	
	毎月の清算事務のため	経理事務員		2		40	360	
1年単位の 変形労働時間制により 労働する労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生じるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者		7	52	118	1095	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
		荷役作業員		2		42	320	
		自動車整備士		2		42	320	
	毎月の清算事務のため	経理事務員		2		42	320	

- 2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示第。以下「改善基準」という。)に定める1ヶ月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに 始業及び就業の時刻	期 間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者		・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び就業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び就業時刻とする。	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	荷役作業員		・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前 時	平成 年 月 日から
	自動車整備士			
毎月の清算事務のため	経理事務員		・終業時刻 午後 時	平成 年 月 日 まで

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1ヶ月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働または休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

従業員代表

事業所名
代表者名